

# 基本契約書

●●●● (以下「甲」という) と、株式会社○○○○ (以下「乙」という) とは、甲から乙への業務委託に関し、以下の通り基本契約 (以下「本契約」という) を締結する。

## 第1条 (総則)

- (1) 甲は、甲のウェブサイト制作に関する業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。なお、本契約は当該業務を遂行するための基本的な契約であり、個別的な取引については次項以下に規定する個別契約 (以下「個別契約」という) により取り決めるものとする。
- (2) 個別契約に定めない事項については、本契約の条項を適用する。
- (3) 個別契約の条項が本契約に抵触するときは、個別契約の条項を優先適用する。
- (4) 本契約終了の際、存続中の個別契約があるときは、なお本契約の条項をその個別契約に適用する。
- (5) 個別契約の締結は、契約書の締結、注文書・注文請書の交換等、文書をもって行う。

## 第2条 (乙の提供する役務)

- (1) 本契約に基づき甲が乙に個別的な役務の提供を委託し乙がこれを受託するときは、甲が乙に委託する役務の範囲を明示した個別契約を甲乙間で締結する。ただし、乙は業務の繁忙その他相当な理由があるときは、契約締結時期の繰延べを申入れることができる。
- (2) 乙は、個別契約の履行にあたり、甲の事前の書面による承諾を得て乙の従業員以外の第三者を担当させることができ、乙が議決権の過半数以上を所有する関連会社株式会社×××、株式会社▽▽▽▽、(以下「関連会社」という) については甲の書面による承諾無く委託業務の全部または一部を再委託することができる。この場合、乙は当該第三者又は関連会社に本契約および個別契約上の乙の義務と同様の義務を負わせるとともに当該第三者又は関連会社の行為により甲に生じた損害を当該第三者又は関連会社と連帯して賠償する責を負うものとする。

## 第3条 (検収)

- (1) 甲は、乙が役務の提供を完了した日から起算して1か月以内に検収を行う。
- (2) 前項の検収期間内に甲から乙に通知がなされないときは、当該役務は検収に合格したものとみなす。甲が正当な理由なく乙の役務の受領を拒否した場合も同様とする。

## 第4条 (契約代金の支払い)

- (1) 甲は乙からの納品に対して、検収を行った時点で乙発行の請求書に基づき、月末締め翌月末日支払いの条件で契約代金を支払うものとする。
- (2) 契約代金の支払いは、甲の取引金融機関を通じて乙の指定する金融機関口座へ振り込むものとする。

## 第5条 (諸費用の負担)

- (1) 甲は、乙が役務を提供するにつき要する諸費用を負担する。諸費用とは、役務提供のために乙が甲の事前の書面による承諾を得て新たに手当てした機器・器材等の購入・リース費用、担当者や遠隔地に派遣するために要した旅費・宿泊費等をいい、乙の人件費その他の一般経費を含まない。
- (2) 前項の諸費用の支払時期および支払方法は個別契約において定める。

## 第6条 (乙の善管注意義務)

- (1) 乙は善良なる管理者の注意をもって個別契約に定めた役務を甲に提供する。
- (2) 乙の善管注意義務違反に基づく責任は、乙が既に受領したまたは受領することが確定した報酬の総額を限度とする。

## 第7条 (守秘義務)

本契約または個別契約の履行に際し開示・提供される機密情報の取り扱いについては、甲乙間で別途締結する機密保持契約によるものとする。

## 第8条 (権利の帰属)

- (1) 本契約発効日以前に成立していた知的財産権の一切は、その権利を所有していた当事者に帰属するものとする。
- (2) 甲から乙に個別契約に定めた報酬の全額の支払が完了した翌日から、本契約に基づき、乙が提供する役務により発生する一切の権利は甲に帰属し、かつ、その使用、収益、複製に関する権利も甲に帰属する。ただし、乙が甲の書面による承諾を得た場合は、第三者に対し同種の役務を提供することを妨げない。

## 第9条 (保証)

- (1) 乙は、乙の提供する役務が、第三者の知的財産権を含む一切の権利を侵害しないことを甲に対して保証する。
- (2) 乙の提供する役務が第三者の権利を侵害する旨の主張がなされた場合、乙はその責任と費用負担においてこれを解決するものとし、かかる主張に起因して甲が被った損害を、乙が既に受領したまたは受領することが確定した報酬の総額を限度に、賠償するものとする。
- (3) 前(2)項の規定は本契約終了後も有効に存続するものとする。

## 第10条 (個別契約の解約)

- (1) 甲または乙は、各個別契約をそれぞれ書面による30日間の予告期間を置いたうえ解約することができる。ただし、甲または乙は、相当な理由がない限り個別契約を解約することはできない。
- (2) 甲の申し入れにより前項の解約がなされる場合、甲は、解約の効力が生ずるまでに乙が提供した個別契約上の役務に対し、第4条所定の出来高相当額の報酬および第5条所定の諸費用を乙に支払う。かつ、個別契約を解約する場合で解約申し入れ時に役務の発注が完了している場合には、同出来高相当額の報酬および同諸費用に加え、当該役務の発注額および発注に対応するために発生した費用の全額を支払うことを要するものとする。
- (3) 乙の申し入れにより前項の解約がなされる場合、甲及び乙は、解約の効力が生ずるまでに、乙が提供した個別契約上の役務に対し支払う、第4条所定の出来高相当額の報酬および第5条所定の諸費用を協議し、甲は乙に支払うものとする。
- (4) 前項において、甲乙間で前項の支払額につき協議したにもかかわらず予告期間満了時に未だ合意に達していないときは、当該合意が成立するまで解約の効力は生じないものとする。

## 第11条 (本契約または個別契約の解除)

- (1) 甲または乙において本契約または個別契約上の債務不履行があるときは、相手方は相当な期間を定めた書面による催告のうえ本契約または個別契約の全部または一部を解除することができる。ただし、解除当事者がその被った損害の賠償を相手方当事者に請求することを妨げない。
- (2) 甲または乙において仮差押、差押、公租・公課の滞納処分、支払停止、破産・民事再生・会社

更生手続開始の申立その他本契約または個別契約を継続し難い事情があるときは、相手方は本契約または個別契約の全部もしくは一部を催告なく直ちに解除することができる。

- (3) 甲の責に帰すべき事由に基づき前二項により個別契約が解除されたときは、その解除された個別契約にかかる報酬および費用につき前条(2)項を準用する。

#### 第12条 (瑕疵)

- (1) 第3条に基づく役務の検収後に当該役務に瑕疵が発見された場合には、乙は瑕疵の修補を無償で行なう。
- (2) 前項による乙の無償修補は、当該瑕疵に係わる役務の検収完了日より6か月以内に甲から瑕疵修補の請求が乙になされた場合に限られるものとする。

#### 第13条 (本契約の有効期間および解約)

- (1) 本契約の有効期間は令和X年XX月XX日からX年間とし、期間満了の1か月前までに甲または乙のいずれか一方から書面による契約を終了させる旨の申入れがない限り自動的に同一期間更新するものとし、以後も同様とする。
- (2) 甲または乙は、書面による1か月間の予告期間を置いたうえ本契約を解約することができる。

#### 第14条 (管轄裁判所)

本契約または個別契約に関して甲乙間に生じる紛争については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第15条 (その他)

本契約もしくは個別契約に関し紛議が生じた場合、または本契約もしくは個別契約に定めない事項に関しては、民法商法その他の諸法規に則り、甲乙互いに誠意をもって協議し解決にあたるものとする。

上記契約の成立を証するため本契約書正本2通を作成し、甲乙記名押印の上、甲乙各1通を保有する。

令和X年XX月XX日

甲 住所●●●●●  
会社名●●●●●  
代表取締役社長 ●●●●●

乙 住所●●●●●  
会社名●●●●●  
代表取締役社長 ●●●●●